

# **大規模災害時における被災者支援体制について (参考資料)**

**令和7年3月25日  
内閣官房 防災庁設置準備室**

## 基本方針

- 能登地方を震源とする最大震度7の地震により、広い範囲にわたって甚大な被害が生じた。政府は防災直後から、警察、消防、自衛隊を被災地に派遣し、救命救助、捜索活動に当たるとともに、現地対策本部を設置して、道路の啓開やプッシュ型支援等による物資の支援など政府一体となって災害応急対策に取り組んできたが、今なお多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされている。
- 「先が見えない」という現地の皆様の不安に応えるとともに、被災された方々が再び住み慣れた土地に戻って来られるよう、そして、一日も早く元の平穏な生活を取り戻すことができるよう、ここに、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」として取りまとめた。
- 施策を実行するために必要となる財政措置については、令和5年度・6年度の予備費を活用し、復旧・復興の段階に合わせて、数次にわたって機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声にしっかりと耳を傾けながら、「被災地・被災者の立場に立って、できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活と生業(なりわい)の再建支援に全力で取り組む。

## 緊急対応策(主なもの)

## (1) 生活の再建

被災地の方々の命と健康を守るため、避難所等における生活環境の改善を図るとともに、住み慣れた土地に再び戻って来ることができるよう、(3)の道路、水道、学校施設等の復旧とあわせて、住まいの確保を図る。

## ○避難所等における生活環境の改善

- ・必要物資の支援(被災地のニーズに応じ、プッシュ型からプル型に移行)

## ○命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難

- ・利用額の基準を特例的に引上げ(7,000円⇒10,000円)
- ・要配慮者等にきめ細かく対応
  - －福祉タクシー、高齢者施設等の活用
  - －介護職員等の応援派遣やDMAT、DWAT等と連携し、医療・介護・福祉ニーズに対応
  - －保育所、学校等に関する情報の提供
  - －孤立集落からの避難、被災地と二次避難所間の交通の確保
- ・被災地における防犯カメラの設置、パトロール強化等の防犯対策

## ○住み慣れた土地に戻るための住まいの確保

- ・罹災証明書の早期交付のため被害認定調査の簡素化・人的支援
- ・住宅の応急修理に対する支援
- ・倒壊家屋の解体・撤去支援、災害廃棄物の処理の円滑化
  - －全壊家屋に加え、特例的に半壊家屋も解体支援(自己負担ゼロ)
  - －所有者不明空家の解体について民法の新制度(所有者不明建物管理制度)等の積極的活用
- ・被災者ニーズに応じた応急仮設住宅の供与等
  - －プレハブ仮設等に加え、地域型の木造仮設住宅の活用
- ・自力での再建・補修等支援
  - －被災者生活再建支援金(最大300万円)の迅速な支給

## ○切れ目のない被災者支援

- ・見守り・相談などにより被災者に寄り添って支援
  - －在宅高齢者等への戸別訪問
  - －仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
- ・医療・介護等の自己負担・保険料の減免
- ・通園・通学支援、学習・就学支援(学びを継続するための環境整備等)、心のケア等
- ・特定非常災害への指定(運転免許証の有効期間の延長等)
- ・インターネット上の偽情報・誤情報対策

## ○金融支援・税制上の対応等

- ・預金通帳を紛失した場合の柔軟な対応
- ・保険金支払い等の迅速化
- ・生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯に拡大・貸付要件の緩和等
- ・国税・地方税の申告・納付等の期限の延長等
- ・雑損控除の前倒し適用等(与党税調の検討の結果を踏まえ、適切に措置)
- ・住民税全額免除水準の場合の物価高対策支援(10万円給付+こども加算)の適用

○地方公共団体における様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置

## (2) 生業の再建

地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業、観光業における、雇用の維持や事業継続の支援を手厚く講じ、持続可能な地域経済の再生を図る。

## ○中小・小規模事業者の支援

- ・施設等の復旧を支援(なりわい再建支援事業(補助率3/4等、最大3億円又は15億円))
  - ※多重被災事業者は、石川:最大5億円、富山・福井・新潟:最大1億円までは定額補助可
- ・小規模事業者の販路開拓支援(災害支援枠(補助率2/3等、最大200万円))
- ・商店街の再生支援(アーケード・街路灯等の復旧、賑わい創出支援)
- ・伝統産業の事業継続に必要な道具や原材料の確保等、迅速な事業再開の後押し
- ・コロナ債務返済負担軽減策(リスク時の追加保証料ゼロ、劣後ローンにおける金利優遇措置、二重債務整理への対応等)
- ・資金繰り支援(日本政策金融公庫:別枠3億円、金利0.9%引下げ(上限:期間あり)等)
- ・能登半島産品の販売促進支援(特設サイト、販促イベント)

## ○農林漁業者の支援

- ・被災した農業用機械等の再建支援(農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設、木材加工流通施設、特用林産振興施設等の再建・修繕への支援(補助率1/2等))
- ・営農再開に向けた支援(種子・種苗等の資材調達、繁殖用の牛・豚の再導入等)や、被災農家等の柔軟な雇用による人手の確保
- ・被災農林漁業者の資金繰り支援(貸付当初5年間の実質無利子化等)
- ・景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり
- ・漁船等の復旧、漁場環境の回復への支援や、地域の将来ビジョンの下での里海資源を活かした海業振興等

## ○観光復興に向けた支援

- ・風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施(2～3月)。
- ・「北陸の復興」(3～4月、補助率50%、最大20,000円/泊)。能登地域については、復興状況を見ながら、より手厚い旅行需要喚起策を検討。
- ・ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進
- ・観光関連事業者の支援(なりわい再建支援事業等の活用)(再開)
- ・能登地域の観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。

## ○地域の雇用対策等

- ・雇用調整助成金の助成率引上げ(中小企業2/3⇒4/5、大企業1/2⇒2/3)、支給日数延長(100日/年⇒300日/年)等
- ・災害によって事業所が休止した場合等にも雇用保険の失業手当支給

## (3) 災害復旧等

国の権限代行等により公共土木施設等の迅速な災害復旧等を推進し、将来に希望を持てる復興まちづくりを推進する。

## ○迅速な災害復旧

- ・公共土木施設等
  - －激甚災害(本激)への指定、公共土木施設(道路・河川等)や農林水産業施設等の災害復旧等
  - －大規模災害復興法に基づく非常災害への指定
  - －国による権限代行等(災害復旧工事等:道路(能登自動車道)、河川・砂防(河原田川)、港湾、漁港等)
  - －能登空港、のり鉄道等の早期復旧(道路管理者など関係者との連携も確保)
  - －TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
- ・公共・公益施設等
  - －医療施設、水道施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設、文化財、放送・通信設備等の災害復旧
  - ※水道は4月以降に引き上がる補助率の前倒し適用、上下水道一体での早期復旧の推進
  - ※全国の地方公共団体からの技術者派遣、関係団体と連携した支援体制の構築

## ○復興まちづくり

- ・復興まちづくりの計画策定に向けた調査支援、国・URなどの支援体制確保
- ・公共施設と隣地宅地等の一体的な液状化対策

## ○令和6年能登半島地震についての緊急調査

# （参考）令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

## 被災者支援関係箇所

### 今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

#### 【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民の防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



### 【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

## 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

### 1. 人的・物的被害への対応

#### ○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

#### ○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

### 2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

#### ○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

#### ○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。



危険箇所での被災状況調査

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

### 3. 被災者支援

#### ○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

#### ○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

#### ○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

#### ○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。



キッチンカー

#### ○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべく、公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が可能にできる環境整備を図るべき。高速道路会社トイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

#### ○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。



トイレカー

#### ○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。



仮設風呂

# (参考) 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

## 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

## 被災者支援関係箇所

### 3.被災者支援

- 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討するべき。

#### ○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討するべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討するべき。



DWATによる  
「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

- 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

#### ○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

#### ○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善
- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

### 6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

### 7.特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

#### ○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

### 8.引き続き検討及び 取り組むべき事項

- 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 啓発を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

### 4.物資調達・輸送

- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

#### ○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

- 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

#### ○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。



パーティション・段ボールベッド

- プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

- 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

#### ○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

### 5.住まいの確保・まちづくり

- 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等
- 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理
- 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し
- 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進



リモート判定の様子

#### ○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

- 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

#### ○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

##### （民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

#### ○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された  
消防車の輸送

- 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

- 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

# 避難所の生活環境の抜本的改善を含む災害対応体制の強化（R6補正予算）

南海トラフ地震や首都直下地震などの次なる大規模災害も見据え、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえつつ、避難所の生活環境改善をはじめとした災害対応体制の強化を進める。

## 経済対策での取組

令和6年度補正予算案（内閣府防災）：350.5億円※

※災害救助費等(288.5億円)を含み、新地方創生交付金を含まず

**新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）1,000億円の内数**  
→地方公共団体の先進的な防災の取組の支援により、キッチン資機材、パーティション等の資機材の備蓄を推進。

**プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄 13.6億円**  
→立川防災合同庁舎に加え、全国7カ所に温かい食事を提供するための資機材等の備蓄拠点を整備。

**災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度の創設 0.6億円**  
→平時からの登録・データベース化により、発災時における迅速な支援を可能とする。

**避難生活支援リーダー／サポーター研修の拡充 0.2億円**  
→地域ボランティア人材に対する研修の実施地域を大幅に拡充。

**被災者支援団体への活動経費助成事業 2.8億円**  
→NPO・ボランティア団体等の交通費の一定額を補助。

**新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の整備等 23.6億円**  
→「防災デジタルプラットフォーム」実現に向けた機能強化

トイレ、温かい食事、ベッド・風呂を発災後速やかに配備できるよう平時からの官民連携体制を構築



快適なトイレ



温かい食事



パーティション



段ボールベッド等

避難生活を要因とする災害関連死等の減少

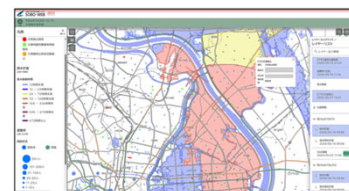


炊き出しを行う支援団体



住家の片付けを行う一般ボランティア

迅速な情報収集による対応力強化



## 令和7年度以降の取組

令和8年度中を予定している防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化し、避難生活環境の整備、地域防災力の強化、防災DXの推進等の重要課題への対応を強化していく。

# 内閣府防災担当の令和7年度当初予算案における機能拡充

令和8年度中の防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の令和7年度当初予算を倍増し、事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化、災害対応の司令塔機能の強化を進める。  
【約146億円（約73億円）】

## 1. 事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化

### （1）避難生活環境の抜本的改善【約27.5億円（新規）】

#### ○プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施

- ・迅速な物資のプッシュ型支援に向けて必要な経費をあらかじめ予算化。



段ボールベッドの例

#### ○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設 【約0.4億円（新規）】

- ・キッチンカー、トレーラーハウス、トイレトレーラー等を平時から登録・データベース化し、発災時にニーズに応じ迅速に提供。



トレーラーハウスの例

### （2）官民連携や人材育成の推進

#### ○官民連携による被災者支援の充実【約1.9億円（新規）】

- ・NPO等の登録・管理データベースの整備、団体登録制度の周知を図る普及啓発等のほか、ボランティア団体等の交通費を一部補助。



NPO等による支援の例  
（炊き出し）

#### ○避難生活支援・防災人材育成強化【約1.2億円】

- ・避難生活支援リーダー/サポーター研修の実施地域の大幅拡充や、研修修了者の活用の仕組みの構築に向けた検討。



避難生活支援リーダー/  
サポーター研修

#### ○地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進 【約5.1億円】

- ・地方自治体と連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修受入れ枠・実施箇所数を拡充するとともに、デジタル防災教育の推進を図る。



### （3）防災DXの加速

#### ○防災情報システムの効果的な利活用促進【約2.2億円】

- ・次期物資支援システムの利活用促進の研修・訓練や、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用した実践的な机上演習を推進。



SOBO-WEBのイメージ

※避難所に関する取組方針・ガイドラインを改定し、トイレの確保・管理、食事の質の確保、生活空間の確保、生活用水の確保に関する事項を規定(12月13日)

## 2. 災害対応の司令塔機能の強化

### ○関係省庁による事前防災対策を推進する仕組みの創設（事前防災対策総合推進費） 【約17.0億円（新規）】

- ・関係省庁による事前防災対策を推進するため「事前防災対策総合推進費」を創設し、事前防災の強化につながる調査・研究開発、関係省庁と地方自治体等が連携して行う事前防災の強化の取組を推進。

# 災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

## 趣 旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

## 改正内容

### ①国による災害対応の強化

#### 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例  
(国土交通省TEC-FORCE)

#### 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置

★内閣府設置法

### ②被災者支援の充実

#### 1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

#### 2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

### ③インフラ復旧・復興の迅速化

#### 1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧  
(被災した浄水場)

#### 2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

#### 3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

#### 3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

#### 4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

施行期日：公布の日 及び 公布から起算して3月以内で政令で定める日（夏の出水期前の施行）

# 応急対策職員派遣制度（総括支援、対口支援）

- 災害発生時、被災自治体の災害マネジメントの総括的な支援や、避難所運営等の災害対応業務のマンパワー支援により、自治体間の相互応援を行うため、平成30年3月より「応急対策職員派遣制度」を運用。
- 南海トラフ地震や首都直下地震等については、被災自治体が極めて多数に及ぶことに鑑み、被害想定を踏まえ、あらかじめ応援団体と受援団体の組合せなどを定めたアクションプランを策定するなど、発災時の迅速な被災地支援に向けた検討を進めている。

## 応援団体決定までの流れ



## （１）総括支援チームの派遣（災害マネジメント支援）

- 対口支援に先立つ先遣隊として、被害状況、応援職員のニーズを確認
- 被災市区町村の災害マネジメントを支援  
※ 災害が発生するおそれでも派遣できる。

### ＜総括支援チームの構成イメージ＞

|                           |                                                                                          |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害マネジメント総括支援員<br>(GADM) ※ |  (1名) |
| 災害マネジメント支援員 ※             | (1～2名)                                                                                   |
| 連絡調整要員                    | (1～2名)                                                                                   |

※ 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録

登録者数 : 災害マネジメント総括支援員 727名  
(R6.12末現在) 災害マネジメント支援員 1,161名

## （２）対口支援チームの派遣（マンパワー支援）

- 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- 都道府県（都道府県は管内市区町村と一体的に支援）又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て
- 原則として、総括支援チームとセットで決定

## （３）応援職員の派遣実績（令和6年11月30日時点）

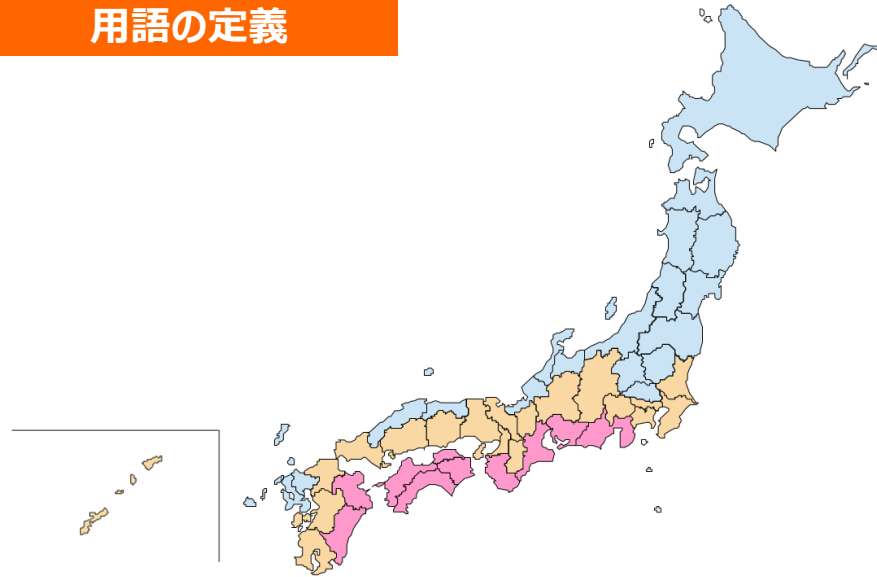
- 平成30年3月の応急対策職員派遣制度構築以降の派遣実績
  - ・ 総括支援チーム（延べ人数）： 4,394名
  - ・ 対口支援チーム（延べ人数）： 157,626名

# 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン

## 本アクションプランの主な特徴

- **重点受援県と即時応援道県等※との組合せをあらかじめ決定**しておくことにより、南海トラフ地震発生後**速やかに応援職員を派遣**する。
- 本アクションプランの実効性を確保するため、**重点受援県と即時応援道県等との間で、平時から定期的な意見交換、研修、現地視察など「顔の見える関係」の構築**を行う。
- 即時応援道県等の応援体制について、基本的な編成を示す。
- 半割れ、一部割れなど後発地震が発生する可能性がある場合の対応をあらかじめ決定。
- 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」の特例として定めるもの。

## 用語の定義



### ● 重点受援県（10県）

南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。

### ● 即時応援都道県等（18道県、4指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、被害確認後応援都府県等を除く道県及びこれらの道県内の指定都市をいう。

### ● 被害確認後応援都府県等（19都府県、13指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県及びこれらの都府県内の指定都市をいう。

## 重点受援県と即時応援道県等との組合せ

| 重点受援県 | 即時応援県<br>(基本となる組合せ) | 基本となる組合せ以外の即時応援県・指定都市 |     |     |       |
|-------|---------------------|-----------------------|-----|-----|-------|
| 静岡県   | 富山県                 | 岩手県                   | 仙台市 |     |       |
| 愛知県   | 福島県                 | 青森県                   | 宮城県 | 山形県 | さいたま市 |
| 三重県   | 福井県                 | 新潟県                   |     |     |       |
| 和歌山県  | 埼玉県                 |                       |     |     |       |
| 徳島県   | 鳥取県                 | 新潟市                   |     |     |       |
| 香川県   | 栃木県                 |                       |     |     |       |
| 愛媛県   | 群馬県                 |                       |     |     |       |
| 高知県   | 島根県                 | 秋田県                   |     |     |       |
| 大分県   | 佐賀県                 |                       |     |     |       |
| 宮崎県   | 長崎県                 |                       |     |     |       |

注1 重点受援県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道県等は道県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。

注2 北海道及び札幌市は、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう即時応援県等から除外している。

注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、北海道及び札幌市と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置づけとする。

注4 管内に指定都市が存在する重点受援県（静岡県、愛知県）に対しては、少なくとも1団体以上の即時応援指定都市を組み合わせている。

## 避難生活支援・防災人材育成エコシステムの構築 ～地域の災害専門ボランティアの力を活かす仕組み・体系の構築～

### 「エコシステム」

動植物の食物連鎖や物質循環といった生物群の循環系という意味から転じ、ある分野の構成員の協調関係、連携関係の中で、全体がうまく回る状況を表すものとして使用。

### 「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」

避難生活支援において、行政、避難者（地域住民）、ボランティア等が協働する結果、  
・個々のボランティアはスキルを向上  
・地域では避難生活環境を向上（防災力を向上）  
といった相乗効果を生むシステム

### 現状・課題

1995年の阪神・淡路大震災（ボランティア元年）から四半世紀を経て、優れたスキルを持つ災害ボランティア・NPOが現れている

避難生活での災害関連死、被災者の尊厳が確保されない状況

〔熊本地震では、死者のうち災害関連死が約8割(218人/273人)  
(平成31年4月12日現在)〕

専門的スキルを持つ災害ボランティア・NPOが知られていない

災害ボランティア・NPOに対する行政や地域住民等の理解不足

大規模災害時には、  
・自治体のマンパワー・避難生活支援の専門的スキルが不足  
・専門的スキルを持つ災害ボランティア・NPOも少数で不足

避難生活支援での災害ボランティア・NPOと行政の連携・協働が不十分

・大規模災害時は広域から災害ボランティアが集まることが困難  
・コロナ禍では地域外の災害ボランティアを受入れることに抵抗感

### 政策の方向性

避難生活支援・防災人材育成エコシステム※のフル活用  
(※別紙参照)

#### 地域の災害ボランティア人材の発掘とスキルアップ支援

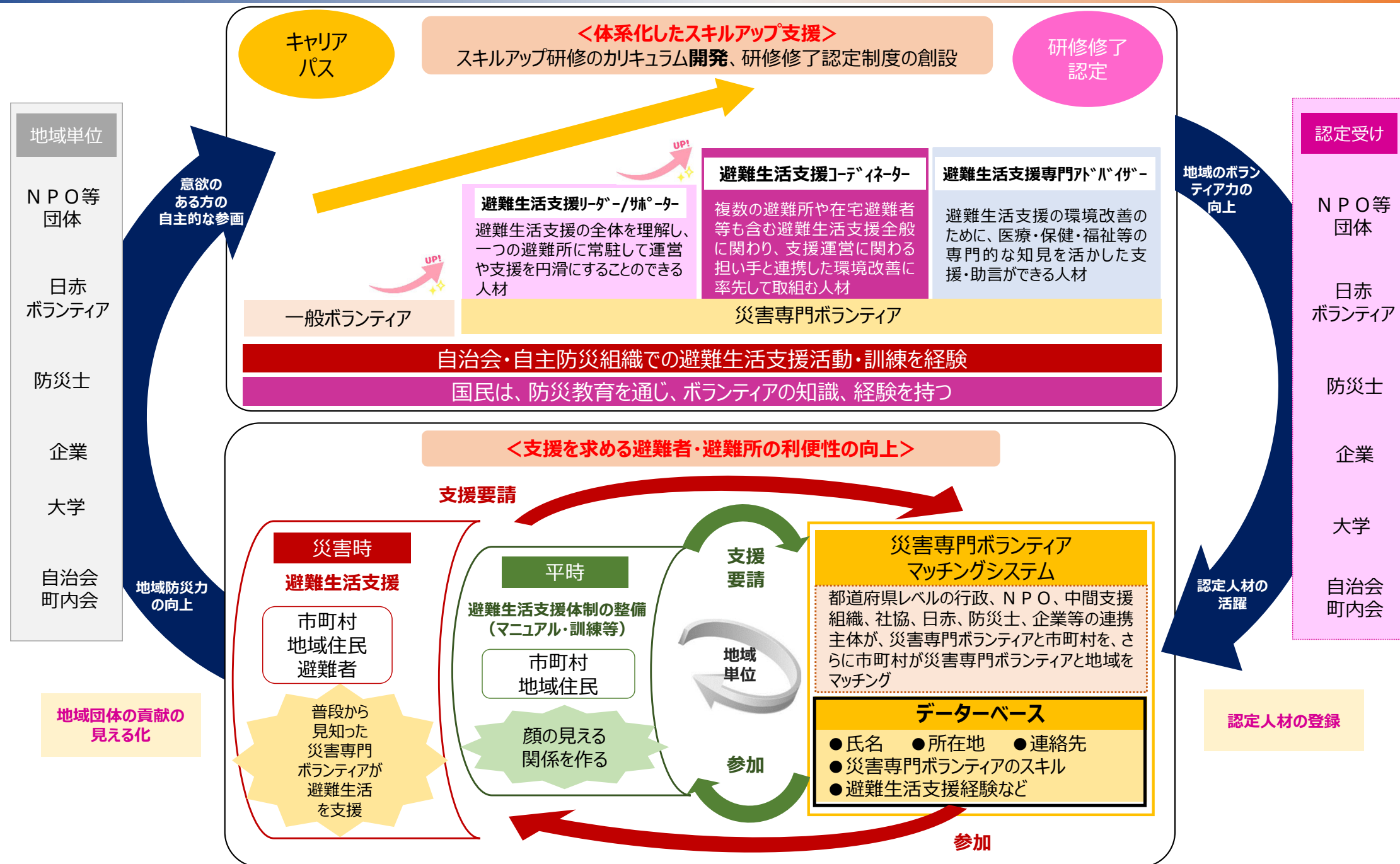
- 地域の災害ボランティア人材が、自主性や意欲に応じて、知識や経験を積み  
スキルアップできるキャリアパス・モデルを提示
- スキルアップのための体系的な災害専門ボランティアの育成研修、災害ボラン  
ティアの信頼と認知度を高める研修修了認定の仕組みを構築

#### 地域の災害専門ボランティアとの連携・協働による 地域防災力の向上 (＝避難生活支援の充実・避難生活環境の向上)

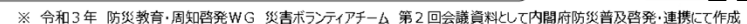
- 避難生活支援・防災人材育成エコシステムを推進する、都道府県レベルで  
の行政、NPO、社協等の連携体制を構築
- 平時から、データベース登録災害専門ボランティアと市町村・地域のマッチン  
グの実施
- 災害時の避難生活支援における災害専門ボランティアと市町村・地域の連  
携・協働促進

# 【参考】避難生活支援・防災人材育成エコシステム

防災教育・周知啓発WG（災害  
ボランティアチーム）提言より抜粋  
＜提言後の議論を踏まえた改訂版＞



※ 災害専門ボランティアは、地元地域での活動を基本としつつ、災害の規模や場所に応じ、近隣や遠方の市町村の避難所に赴き活動することもある。



## 【参考】防災教育・周知啓発WG（災害ボランティアチーム）提言に対する取組状況

| 主な提言内容                                                                            | 取組状況                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 地域の災害ボランティア人材が、自主性や意欲に応じて、知識や経験を積み <u>スキルアップできるキャリアパス・モデルを提示</u>                | ○ 「避難生活支援リーダー/サポーター研修」のカリキュラム開発<br>○ 「避難生活支援コーディネーター」等のカリキュラムを検討中                                                               |
| ○ スキルアップのための <u>体系的な災害専門ボランティアの育成研修</u> 、災害ボランティアの信頼と認知度を高める <u>研修修了認定の仕組みを構築</u> | ○ 「避難生活支援リーダー/サポーター研修」の実施<br>○ 研修修了者のフォローアップ（メルマガ配信等）<br>○ 研修修了者のスキルアップのためのOJT研修（能登半島地震支援への派遣）等の実施                              |
| ○ 避難生活支援・防災人材育成エコシステムを推進する、 <u>都道府県レベル</u> での行政、NPO、社協等の <u>連携体制を構築</u>           | ○ 都道府県単位での災害中間支援組織の設置・機能強化等を支援するためのモデル事業の実施                                                                                     |
| ○ 平時から、 <u>データベース登録災害専門ボランティアと市町村・地域のマッチングの実施</u>                                 | ○ 研修修了者のデータベース化、都道府県との共有<br>○ NPO・ボランティア団体等（被災者援護協力団体）の登録制度の創設<br>○ モデル事業において地域内のNPOや企業等のネットワーク化を推進                             |
| ○ 災害時の避難生活支援における <u>災害専門ボランティアと市町村・地域の連携・協働促進</u>                                 |                                                                                                                                 |
| ○ 市町村が行う避難所運營業務などを災害専門ボランティアが担う場合の、 <u>公による経費負担の仕組みの検討</u>                        | ○ NPO・ボランティア団体等への交通費補助<br>○ 自治体の計画に基づきNPO・ボランティア団体等が整備する資機材への支援（新しい地方経済・生活環境創生交付金）<br>○ NPO・ボランティア団体等の活動における災害救助費の活用方法等のマニュアル整備 |

## (参考) 第2回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見

### 避難生活環境の確保①

- 一般的なボランティアと専門性を高めてきたNPOは両方大事だが、それぞれの役割を整理して考えるべき。緊急応急期のみならず、復旧・復興期も含め全ての期間にわたりボランティア・NPO等の参画は必要。
- NPO等の担い手育成、平時からの研修等の場づくり、災害中間支援組織の平常時の資金確保など、現段階では手当てされていない諸課題に対応していくべき。
- 平時からのNPOの育成・協働事業や対話の機会の創出を通じた信頼関係の醸成、官民の信頼関係の構築・相互理解、パートナーとしての役割分担が必要。
- 避難所の設営・運営は、被災自治体職員ではなく、セミプロ人材が対応すべき。そのための日常的な教育・訓練が大事。本業をやりながら有給で研修に参加し、災害時には日当を払って対応をしてもらう。無償ボランティアや被災地元自治体職員はそのサポートに回るべき。
- 生活再建は長期間かかるにもかかわらず、政府は数か月分の対応を検証するのみで、PDCAが機能していない。長期間の対応を検証する枠組みが必要。
- 「保護」に関しては、日本は震災遺児・孤児のサポートに関する公的な仕組みが必要。
- 地域支え合いセンターと福祉関係をはじめとする協力機関との連携のための外部支援が重要。

## (参考) 第2回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見

### 避難生活環境の確保②

- ボランティアの運用は社協などが対応、行政には災害ボランティアセンターの環境整備などの後方支援をしてほしい。
- 被災した都道府県・市区町村社協と地域の関係者が主体となった地域協働型災害ボランティアセンターの設置が不可欠。
- 災害ボランティアセンターに行政がリエゾンを置く等により、被災者のニーズに対して災害ボランティアセンターと行政が補完し合う視点が大切。
- 市町村における平時の福祉に関する包括的支援体制を災害時に機能させることが重要。
- 避難所における食事や寝床等の水準など、支援分野ごとに「目指す姿」の共通認識を官民で設定するとともに、官民の役割分担と担い手育成が必要。災害中間支援組織は、平時の取組の推進役でもある。
- 「災害ケースマネジメント」を被災者支援のオペレーションシステム（OS）として、どの地域にも平時から実装し、人権が守られることが必要。福祉サービス、個人の生活回復の実装のため、平時の地域において福祉や医療分野で活動している人たちに災害対応に参画してもらう必要がある。
- DWA Tを増強する必要がある。平時の医師とケアワーカーの人数を考慮するならば、少なくともDMA Tの数倍程度のチーム数が必要。

## (参考) 第2回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見

### 民間企業との連携

- 災害対応は、慣れていない被災自治体中心で実施する構造を変え、民間の力を借りる「餅は餅屋の災害対応」が重要。
- 物資供給などに専門性を持つ民間企業のとりまとめ協議会などに災害対応の一部を委任していくことで、地方自治体を慣れない仕事から解放すべき。
- 民間の力を借り、きちんとコーディネートするためには、防災庁自身が専門性を蓄積することが重要であり、プロパー職員が必要。
- 役所側に目利き力があるとコーディネートができる。誰がどのような力を持っているか、平時から分かっておく必要がある。防災庁は、そのような目利き力と、それを担う人材が必要。
- 物資支援ひとつとっても、配送と倉庫の専門性は全く別。目標を明確にし、全体像を見た上で、コーディネートすることが重要。防災庁は全体像を把握し、見せる機能を持つことが必要。
- 行政の防災計画における企業の位置付けの不明確さ、対価や官民のリスク分担の不明確さなどもあって防災事業への日本の企業の参画意欲は低いことから、これらの課題を解消するための法制度や指針・計画、行政内の複数部局にわたる連携体制の構築が必要。
- 官民連携の取組の中に、日本赤十字社をうまく引き入れる必要があるのではないかと。ただし、日本の赤十字社は医療に特化している点で国際的にも特殊であることは留意が必要。

## (参考) 第2回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見

### 被災地支援体制

- 公助がシステムチックに動いていないのが課題。関係機関が連携できるようシステムを整備し、縦割りにならないことが重要。
- 規模の大きな災害の場合、災害対応の主体を被災市町村ではなく被災していない他市町村などにするなど、被災者でもある被災自治体職員が災害対応をしなくて済むような社会にしなければならない。
- 各地域の平時のリソースは災害を念頭に置いていない。まずは地域のリソースの中で災害時にどう対応できるのかということを考え、その上で足らざる部分を外部支援すべき。
- 能登半島地震クラスの災害対応において構造的な問題を解決しても、南海トラフクラスの災害ではリソース不足になる。限られた資源で何を優先すべきか、国レベルでの決断・トリアージが必要。その機能を防災庁が担うべきではないか。
- 被災市町村が、炊き出しや被災家屋の清掃など、行政にスキーム・ノウハウがないことをしないといけない状況であり、市町村のみの対応には限界がある。
- 社会の全ての領域で力を結集する必要があるが、まだ使っていない社会の資源がある。企業については、本業が活かせるような大活躍はまだしていないのでは。伸び代は極めて大きい。
- 平時からの様々な分野での官民連携が重要であり、防災庁そのものもフェーズフリーで平時から取り組まないといけない。

## (参考) 第1回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見 (被災者支援関係)

- 人命救助に加え、苦痛の軽減、人間の尊厳の保護、スフィアの人道憲章に示されるような権利を保障する社会にしていくことが重要。
- 被災者が少しでも救われたと思える組織、救援のために一生懸命頑張っている方々が、活動しやすくなったと思える組織など、防災庁のミッションをしっかりとつucking事が大事である。
- 被災市町村の被災者支援業務を都道府県や国がサポートできる体制の整備や、被災者支援業務を専門とする市町村職員の育成とそれを支援する体制が必要。
- 平時、災害時、復興期を通じた要配慮者の支援機能、福祉施設・事業所との事前連携及び災害時の支援、災害ボランティアセンターの整備・運営への支援、被災者情報の共有とD Xの推進が必要。

## (参考) 第1回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見 (被災者支援関係)

- 避難所環境の改善のため、避難所の基準を定め、安全やプライバシーなどを守って住み心地を良くし、関連死をなくすことが必要。
- 避難所環境の悪化により血栓ができ、死亡に至るリスクを抱えることになる。避難所環境、避難所運営システムの在り方を考えていくことが重要。
- 災害ケースマネジメント体制の構築と自立・生活再建のための継続的な支援を行うとともに、自らの命を守る、近隣で支え合う地域づくりのための防災教育も推進すべき。
- 災害ボランティアセンターやDWATなど民間の災害支援人材の育成、活動環境整備が必要。
- イタリアでは、①平時からの国（防災部局の地方組織）と自治体との連携、②官民合わせた大規模分散備蓄、③平時からの職能ボランティアの把握・連携がなされており、日本でも参考にすべき。
- イタリアには仮設住宅は存在せず、数か月で恒久的な復興住宅が完成する。日本もこのような例を参考に、避難所の環境を良くすることを前提に、仮設住宅をなくして恒久的に使える復興住宅をつくる仕組みを検討すべき。

## (参考) 第1回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見 (官民連携関係)

- この国の本当の急所探しが必要。地域や組織を超えた総力戦で災害に立ち向かうため、府省・官民を超えて本音を語り防災に取り組む場づくりが必要。官民の心構えを変える施策が必要であり、平時、発災時、復興期を通じて広域的な地域連携ができる場づくりを検討すべき。
- 被災者自身では解決困難なことに対して、平時から官民の連携体制を整え、状況整理して、支援でどういう状況を目指すのか、しっかり議論することが重要。これにより官民の役割分担ができる。
- 被災者のニーズを包括的に捉え、把握できたニーズに対してあらゆる手段を尽くす、官民連携による被災者支援の体制づくりが重要である。
- 防災庁に求められる役割は、複数の専門医の間でコーディネーションする救急医の役割と似ており、コーディネーションのプロとして災害による社会システムの破綻を防ぐことにあると考える。防災庁は、コーディネーションのプロの養成が肝要。
- 防災庁は、災害時だけでなく、事前防災の面でも、府省庁・官民の連携の旗振り役になる必要がある。歩いて逃げるためには健康が前提となるなど、防災は必然的にいろいろな分野のコーディネーションが必要。平時の地方創生や観光振興が、そのまま防災対策にもなる。
- 急激な少子高齢化等を踏まえると、基礎自治体での対応は限界であり、中長期を見据えた地域防災力の向上が必要。個別課題を超えて、構造的な課題に対して中長期戦略を確実に実行できる組織が必要である。
- 災害規模に応じた対応主体や優先度をあらかじめ考えるとともに、企業とも連携して早期に回復できるような産業構造をつくること、弱みを強みにするような防災産業を作り上げることが重要。

## （参考）第1回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見（官民連携関係）

- 公的な機関間の情報共有の仕組みとして、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）が運用開始した。今後、アカデミアやビジネスの領域などを含めた産官学が情報をやりとりする仕組みを作っていく必要がある。
- 普段の業務の中でいかに地元自治体等と顔が見える関係が築けるかが成功の必要条件。
- 地域性と災害の多様性・不確実性に対応できる柔軟な仕組みを設けることが重要で、そのためには民間の力をバッファーとして活用することも方策の一つ。
- マスコミと政府間を含む、民間防災関連団体・企業と政府の災害時連携体制を構築すべき。
- インフラ整備は進んでいるが、被災者の生活や暮らしを支えるソフト面での機能強化が必要。食事や物流など、平時には民間が担っているものを発災時だけ行政が担うことに無理がある。「餅は餅屋」であり、防災庁は、プロである民間やこれらの所管省庁との間の調整のプロであるべき。
- プロの災害対応への参画を促すため、防災庁予算としてハード対策同様にソフト対策にも「安全率」を掛け、社会保障や各種サービスのフェーズフリー化をすすめ民間がプロであるソフト面の災害対応能力を平時から高めるべき。

## (参考) 第1回防災庁設置準備アドバイザー会議における主な意見 (官民連携関係)

- 国連では国際支援機関、被災国の行政と民間セクターが連携して機能別に災害対応を行うクラスターシステムが一般的となっており、日本もこのような世界の動きと連携した仕組みを目指していく必要がある。また、避難所という「場所」の支援からどこに避難しても支援が届く「人」の支援に転換するための仕組みづくりを行う必要がある。
- 阪神・淡路大震災で「ボランティア元年」と言われてから30年、災害対応において様々な役割をボランティアが担ったが、地域との信頼関係の構築にはまだ課題がある。
- 行政やNPOなど多様な主体が有機的に連携し、被災地全体を俯瞰することで、支援の漏れ・ムラをなくしていくことが必要である。
- 災害ケースマネジメント体制の構築と自立・生活再建のための継続的な支援を行うとともに、自らの命を守る、近隣で支え合う地域づくりのための防災教育も推進すべき。
- 平時、災害時、復興期を通じた要配慮者の支援機能、福祉施設・事業所との事前連携及び災害時の支援、災害ボランティアセンターの整備・運営への支援、被災者情報の共有とDXの推進が必要。
- 災害ボランティアセンターやDWATなど民間の災害支援人材の育成、活動環境整備が必要。